

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を  
改正する議定書の説明書

外  
務  
省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
二	議定書の主要な内容	一
1	ミャンマーの国名の改正	一
2	指定航空企業の数及び付随的な条項の技術的な改正	一
3	附属書の改正	一
4	附属書	二
三	議定書の実施のための国内措置	二



## 一 概説

### 1 議定書の成立経緯

政府は、昭和四十七年（千九百七十二年）二月一日にヤンゴンで署名された航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定（以下「協定」という。）の内容を改正するため、ミャンマー連邦共和国政府との間で交渉を行ってきた。その結果、協定を改正する議定書の案文について最終的合意に達し、平成二十六年（二千十四年）一月三十日にヤンゴンにおいて、日本側在ミャンマー沼田大使とミャンマー側ティン・ナイン・タウン運輸省民間航空局長との間でこの議定書の署名が行われた。

### 2 議定書締結の意義

この議定書は、近年我が国とミャンマーとの間の人的及び物的交流が活発化していることを受けて、これを更に促進するとの観点から、現行の航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定に規定する指定航空企業の数を「一」から「一又は二以上」に改め、付随的な条項について技術的な改正を行い、併せて指定航空企業が運営することのできる路線を具体的に定める附属書を改正するものである。この議定書を締結することにより、我が国及びミャンマーの双方が協定上の業務を行うためにそれぞれ指定することのできる航空企業の数が現行の一家から複数社となる。これにより、定期便就航のニーズの高まりに応え、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される。

## 二 議定書の主要内容

この議定書は、前文、本文五箇条及び末文並びに附属書から成り、その主要内容は、次のとおりである。

### 1 ミャンマーの国名の改正

ミャンマーの国名を「ビルマ連邦」から「ミャンマー連邦共和国」に改める（第一条）。

### 2 指定航空企業の数及び付随的な条項の技術的な改正

指定航空企業の数を「一」から「一又は二以上」に改め、付随的な条項の技術的な改正を行う（第三条）。

### 3 附属書の改正

この議定書の附属書をもって、協定附属書に代える（第四条）。

4 附属書

三 両締約国の指定航空企業が運営することのできる路線を具体的に定める。  
議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。